

# 弁護士及び弁護士会に期待されていること



副会長 吉野 高 (39期)

### 主な担当業務

災害対策本部, 司法修習, 民事訴訟, 夏期合研, 法曹養成, 弁護士業務妨害, 刑事拘禁, 会館, 講堂管理, 団体保険

## 1 東日本大震災へ対応する組織の立ち上げ

3月11日に発生した東日本大震災に対し当会は、3月30日には第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と共同し、東京三会東日本大震災復旧・復興本部（三会復旧・復興本部）を立ち上げ、6月1日には当会独自の東日本大震災対策本部を立ち上げ、三会共同してこれまでに以下の活動をしてきました。

## 2 具体的な活動

### ① 電話相談

3月23日から、弁護士会館内の部屋に設置されているフリーダイヤル電話を使用した相談を開始。

### ② 都内大規模避難所相談

味の素スタジアム（調布市）・東京武道館（足立区）・東京ビッグサイト（江東区）・赤坂プリンスホテル（千代田区）に出向いて、避難者に対し面接相談を実施。

### ③ 被災地相談

- 1) 郡山市内の施設（ビッグパレット）にて面接相談を実施。
- 2) いわき市内の相談所において面接相談を実施。
- 3) 相馬管内の避難所において面接相談を実施。
- 4) 宮城県下避難所一斉相談

4月29日から5月1日までの間、宮城県下の避難所にて3日間のべ180名体制で一斉相談会を実施。

- 5) 岩手県下において面接相談を実施。

### ④ 都内避難者相談

上記②の大規模避難所が閉鎖された後、避難者は

都営住宅等に移りました。しかし、避難者について相談の必要性がなくなったものではないので、避難者に対する相談を開始し、現在も継続しています。

## 3 弁護士及び弁護士会に期待されていること

相談活動開始当初は、行政からの情報を被災者に提供することが好評でした。その後、二重ローンや相続問題（相続放棄の熟慮期間延長等）等が相談されるようになりました。9月になり東電から本請求の書類が届くようになると、この請求書への対応や原発被害に関することが問題になっています。この関連では、現在（この原稿を書いているのは10月中旬です）、上記③③に位置づけられる南相馬における仮設住宅及び行政区での相談需要にどのように対応するかが極めて重要になっています。

行政区は約130あり、それ以外に多くの被災者が仮設住宅で生活しています。多くの被災者が弁護士による相談を求めています。しかし、南相馬に出向いて被災者の相談にあたる弁護士が足りない状況です。弁護士が必要とされるときに、その必要に応えることができるのか。今弁護士のあり方が問われています。この原稿が届く頃には、別のお願いをしているかもしれませんが、多くの会員にいろいろご協力をお願いする次第です。

東日本大震災による被害に対し、何をすることが、国民の弁護士及び弁護士会への期待に応えることになるのか。対応を誤らないように会務運営にあたる所存です。